

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例施行規則

(航空宇宙産業課)

ページ
一

規 則

号外 (一) 平成二十九年 十月 四 日

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例施行規則をここに公布する。

平成二十九年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例(平成二十九年岐阜県条例第三十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可等)

第二条 知事は、条例第二条第一項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)をしたときは、当該使用許可を受けた者に入館券を交付するものとする。

2 前項の入館券は、岐阜かがみがはら航空宇宙博物館(附属施設設備等を含む。以下「博物館」という。)を利用する際提示しなければならない。

(利用料金の承認)

第三条 指定管理者(条例第十条第三項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書(別記第一号様式)を提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第四条 利用料金は、利用の時までに全額納入するものとする。

(利用料金後納の取扱い)

第五条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を

定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第二号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

（利用料金の返還又は減免）

第六条 指定管理者は、天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により博物館を使用することができなくなった場合は、条例第七条第三項ただし書の規定により、既納の利用料金の全額を返還するものとする。

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が特に認める場合を除き、利用料金減免申請書（別記第三号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第三号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第七条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表又はこれらに代わる書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

（指定管理者の届出）

第八条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

（準用）

第九条 第四条から第六条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に博物館の管理を行う場合について準用する。この場合において、第四条から

第六条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第三条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所
申請団体名
代表者名

印

利用料金承認申請書

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施設 の 名 称	
区 分	
利用料金の額	
利用料金設定の理由	
備 考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

利用料金後納申請書

年 月 日

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。

団体及び個人 (全て記入)	区 分	1 団体 2 個人		
	ふ り が な			
	団 体 名			
	ふ り が な			
	氏 名 (団体の場合は代表者名)			
	電話番号(団体・自宅)		内線	
	F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
	住 所 (団体・自宅)		メールアドレス	
個人	生 年 月 日	年 月 日		
	性 別	1 男 2 女		
団体	ふ り が な			
	担 当 者 名		メールアドレス	
	電 話 番 号		内線	

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな		保護者印
	氏名		

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----	-----------------

注 知事が博物館の管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第 3 号様式 (第 6 条関係)

利用料金減免申請 (承認) 書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者 様 申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名 担当者名 電話 () 次のとおり利用料金の減免を申請します。	
利用の目的	
利用する施設の名称	
利用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料金の額	円
減免を受けようとする額	円
納入する利用料金の額	円
申請の理由	
備考	

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者

注 知事が博物館の管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

平成二十九年十月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社